

諮問庁：特許庁長官

諮問日：令和5年2月1日（令和5年（行情）諮問第89号ないし同第146号）

答申日：令和6年3月27日（令和5年度（行情）答申第810号ないし同第867号）

事件名：平成29年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

平成28年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

平成27年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

平成26年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

平成25年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

平成24年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

平成23年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

平成22年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

平成21年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

平成20年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

平成19年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

平成18年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

平成17年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

平成16年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

平成15年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

平成14年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

平成13年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示

決定（不存在）に関する件
平成12年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示
決定（不存在）に関する件
平成11年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示
決定（不存在）に関する件
平成10年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示
決定（不存在）に関する件
平成9年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示決
定（不存在）に関する件
平成8年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示決
定（不存在）に関する件
平成7年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示決
定（不存在）に関する件
平成6年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示決
定（不存在）に関する件
平成5年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示決
定（不存在）に関する件
平成4年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示決
定（不存在）に関する件
平成3年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示決
定（不存在）に関する件
平成2年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示決
定（不存在）に関する件
平成元年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示決
定（不存在）に関する件
昭和63年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示
決定（不存在）に関する件
昭和62年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示
決定（不存在）に関する件
昭和61年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示
決定（不存在）に関する件
昭和60年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示
決定（不存在）に関する件
昭和59年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示
決定（不存在）に関する件
昭和58年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示
決定（不存在）に関する件
昭和57年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示

決定（不存在）に関する件

昭和37年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示

決定（不存在）に関する件

昭和36年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示

決定（不存在）に関する件

昭和35年度における職員の海外留学の実態に関する文書の不開示

決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書58」といい、併せて「本件請求文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定について、本件請求文書3ないし本件請求文書58につき、これを保有していないとして不開示としたこと、及び本件請求文書1及び本件請求文書2につき、諮問庁が別紙の2に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、改めて開示決定等をすべきであるとしていることは、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和3年9月17日付け20210719特許34ないし同60及び同月21日付け20210720特許11ないし同41により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分58」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

原処分は、違法かつ不当である。即ち、「海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度に関する文書）。」は、そもそも公開されることが想定されている情報というべきである。国費で留学する以上、公益性の観点からも公開されるべきである。派遣者の人事記録（甲及び乙）に派遣年月日が記載されているはずなので、人事記録も開示すべきである。留学費用の額及び内訳も開示されるべきである。留学終了後に提出する報告書も開示資料に該当するので開示されるべきである。

よって、原処分を取り消すべきであるとの決定を求める。

(2) 意見書

原処分は、不当かつ違法である。人事記録に記載されている留学期間も開示していただきたい。例えば、特許庁長官経験者の特定職員の人事記録（甲及び乙）には、海外留学の期間に関し、次表（略）のように記載されている。

したがって、海外留学者の人事記録（甲及び乙）に記載されている上記表の記載に対応する留学期間に関する記載部分も開示していただきたい。

よって、原処分を取り消すべきである旨の決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問の概要

(1) 審査請求人は、法3条に基づき、処分庁に対し、各行政文書開示請求（以下「本件各開示請求」という。）を行い、処分庁は令和3年7月19日付け（原処分1ないし原処分27）及び同月20日付け（原処分28ないし原処分58）でこれを受理した。

(2) 本件各開示請求に対し、処分庁は、本件請求文書につき、その全部を不開示とする原処分を令和3年9月17日付け（原処分1ないし原処分27）及び同月21日付け（原処分28ないし原処分58）で行った。

(3) これに対して、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づき、令和3年12月22日付けで、処分庁に対して、原処分の取消しを求める各審査請求（以下「本件各審査請求」という。）を行い、諮問庁は同月23日付けでこれを受理した。

(4) 原処分1及び原処分2について

本件各審査請求を受け、諮問庁は、原処分1及び原処分2の妥当性につき改めて慎重に精査したが、本件各審査請求については一部を除き理由がないと認められるので、諮問庁による決定で本件各審査請求を一部認容裁決することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

(5) 原処分3ないし原処分58について

本件各審査請求を受け、諮問庁は、原処分3ないし原処分58の妥当性につき改めて慎重に精査したが、本件各審査請求については理由がないと認められるので、諮問庁による決定で本件各審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 審査請求に係る行政文書の概要

本件審査請求人即ち開示請求者が処分庁に提出した各行政文書開示請求書における「請求する行政文書の名称等」には別紙の1のとおり記載されている。

3 原処分における処分庁の決定及びその理由

(1) 原処分1及び原処分2について

本件各開示請求に対し、処分庁は、令和3年9月17日付けで、本件対象文書として「平成28年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書」及び「平成29年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書」を特定し、その全部を不開示とする決定を行った。文書を不開示とした理由は、保存期間が満了したため既に廃棄済みであり、各開示請求時点において保有していないためである。

(2) 原処分3ないし原処分58について

本件各開示請求に対し、処分庁は、令和3年9月17日付けで、原処分3ないし原処分27を、同月21日付けで、原処分28ないし原処分58を行った。文書を不開示とした理由は、保存期間が満了したため既に廃棄済みであり、各開示請求時点において保有していないためである。

4 審査請求人の主張についての検討

(1) 審査請求人は、原処分に対して、上記第2の2(1)のとおり主張している。

(2) しかしながら、審査請求人は特定職員の人事記録(甲及び乙)及び海外留学後に提出される報告書も開示されるべきである旨主張しているが、これらの文書は海外留学の実態に関する文書ではないため、当該主張は開示請求の範囲の拡大である。

(3) 原処分1及び原処分2について

ア 留学費用の額及び内訳に関する文書については、審査請求人の主張のとおり開示されるべきであると考えられるため、改めて文書の特定を行い、開示決定等することとする。

イ なお、留学費用の額及び内訳に関する文書を除く平成29年度及び平成28年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書については、保存期間満了のため既に廃棄済みであることを原処分1及び原処分2に明記しており、当該文書が一旦、作成又は取得された後に廃棄されたことは明らかである。よって、これらが開示されるべきであるとして原処分1及び原処分2の不当性を主張する審査請求人の主張には理由がない。

(4) 原処分3ないし原処分20について

なお、平成27年度ないし平成10年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書については、保存期間満了のため既に廃棄済みであることを原処分3ないし原処分20に明記しており、当該文書が一旦、作成又は取得された後に廃棄されたことは明らかである。よって、これらが開示されるべきであるとして原処分3ないし原処分20の不当性を主張する審査請求人の主張には理由がない。

(5) 原処分21ないし原処分58について

なお、平成9年度ないし昭和35年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書について、平成9年度ないし平成6年度当時に有効であった特許庁行政文書管理規程（6特総第2019号）及び平成5年度ないし昭和35年度当時に有効であった特許庁行政文書管理規程（28特秘第528号）に照らせば、その性質上、保存期間が10年以上とされる文書には該当せず、その保存期間は長くとも5年と考えられる。そして、平成9年度ないし昭和35年度から本件各開示請求の時点までには既に10年以上が経過しており、仮に本件対象文書21ないし本件対象文書58に該当する文書が作成されていたとしても、当該文書は、管理規程に従い、本件各開示請求の時点以前にすべて廃棄されたものと考えられる。

5 結論

(1) 原処分1及び原処分2について

以上のとおり、一部を除き原処分1及び原処分2は適法かつ妥当であると考えられることから、本件各審査請求は一部認容裁決とすることが適当であると考える。

(2) 原処分3ないし原処分58について

以上のとおり、原処分3ないし原処分58は適法かつ妥当であると考えられることから、本件各審査請求は棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | | |
|---|----------|--------------------------------|
| ① | 令和5年2月1日 | 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第89号ないし同第146号） |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ | 同年4月13日 | 審査請求人から意見書を収受（同上） |
| ④ | 令和6年3月8日 | 審議（同上） |
| ⑤ | 同月19日 | 令和5年（行情）諮問第89号ないし同第146号の併合及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分1及び原処分2に関して、本件対象文書（別紙の2）の特定を行い、改めて開示決定等することとするが、原処分3ないし原処分58については、妥当としていることから、以下、原処分

の妥当性について検討する。

2 原処分 of 妥当性について

(1) 本件各開示請求の対象である、昭和35年度ないし平成29年度における「特許庁職員の海外留学の実態に関する文書」の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明する。

ア 昭和35年度ないし平成29年度の各期間において有効であった、特許庁における文書の取扱い・行政文書の管理に関する主な規程は、以下のとおりである。(以下、これらを総称して「本件関連規程」という。)

(ア) 特許庁文書取扱規程(昭和28年10月1日制定、同日施行。以下「昭和28年規程」という。)

(イ) 特許庁文書取扱規程(平成6年12月16日制定、平成7年1月1日施行。以下「平成7年規程」という。)

(ウ) 特許庁文書保存細則(平成7年規程に基づくもの。平成7年1月1日制定、同日施行。以下「保存細則」という。)

(エ) 特許庁行政文書管理規程(平成13年1月6日制定、同日施行。以下「平成13年規程」という。)

(オ) 特許庁行政文書管理規則(平成23年4月1日制定、同日施行。以下「平成23年規則」という。)

イ 「留学」について、国家公務員の留学費用の償還に関する法律(以下「留学費用償還法」という。)2条2項は、人事院規則で定めるものと規定し、人事院規則10-12(以下「償還規則」という。)2条は、人事院が定める研修と規定している。これを受けて、「人事院規則10-12(職員の留学費用の償還)の運用について」(以下「償還通知」という。)第2条関係1項(以下「本件規定」という。)において、「留学」に該当する具体的な研修が定められている。

なお、留学費用償還法施行前の「留学」の解釈については、これを定義するに足る根拠となる規程が見当たらなかったため、上記に相当するものと解釈することとした。

したがって、「海外留学」とは、本件規定に定められた研修及びこれに相当する留学費用償還法施行前の研修のうち、職員を外国に派遣するものと解釈した。(以下、かかる研修を「海外派遣研修」という。)

ウ 特許庁では、本件請求文書の対象期間のうち、平成18年度ないし平成29年度においては、「特許庁長期外国研修員派遣要綱」(平成18年6月19日施行、以後逐次改正。以下「派遣要綱」という。)に基づき、本件規定に定められた「特許庁外国大学院課程履修研修」

を行っていた。この外、派遣要綱では、留学費用償還法に規定する「留学」に準じるものとして「日欧交流基金外国研修制度」を規定しているところ、その性格に鑑みて、本件各開示請求の対象である海外派遣研修に含めて取り扱っている。また、昭和35年度ないし平成17年度においては、派遣要綱に相当する内規類の存在は確認できないものの、昭和34年の国会会議録において、特許庁の海外留学制度の存在について言及した答弁があることから、当該期間においても職員に対し海外派遣研修を行っていたと推察される。

このほか、本件規定に定められた「文部科学省宇宙関係在外研究員派遣制度」及び「文部科学省原子力関係在外研究員派遣制度」（以下、併せて「文科省制度」という。）は、全府省等の職員を対象とする海外派遣研修であり、本件請求文書の対象期間において、特許庁の職員も、当該研修及びこれらに相当する留学費用償還法施行前の海外派遣研修に参加していたと推察される。

なお、本件規定に定められた海外派遣研修として、人事院の「行政官長期在外研究員制度」及び「経済産業省海外調査研究員制度」があるが、前者については、特許庁において同様の海外派遣研修を独自に実施していることから、職員を推薦したことはないと推察され、後者については、特許庁長官を任命権者とする特許庁の職員は対象とされていない。このほかに、人事院の「行政官短期在外研究員制度」もあるが、本件規定に定められておらず、本件各開示請求の対象である海外派遣研修には該当しない。

したがって、「特許庁職員の海外留学」としては、特許庁の職員による、派遣要綱に定める制度及び文科省制度に基づく海外派遣研修並びにこれらに相当する留学費用償還法施行前の海外派遣研修が該当する。

エ 開示請求者は、本件各開示請求とは対象年度のみが異なる別件の各開示請求（以下「別件各開示請求」という。）を含めて、昭和35年度ないし令和3年度の全年度を開示請求の対象としていることから、特許庁職員の海外留学の「実態に関する文書」とは、各年度の海外派遣研修の概要及び全体像を把握したい趣旨であると想定し、派遣先、派遣期間、研究テーマ等の各年度の海外派遣研修の実績が把握できる行政文書であると解釈した。

オ 「留学費用の額及び内訳」に関する文書について

（ア）留学費用償還法2条3項及び償還規則3条において、「留学費用」とは、旅費並びに大学等及び教育施設に対して支払う費用と定められていることから、審査請求人が開示を求めている「留学費用」とは、これに相当する費用を指すものと考えられる。

特許庁において、旅費に関する文書としては、旅行命令簿が該当し、大学等及び教育施設に対して支払う費用に関する文書としては、支出負担行為即支出決定決議書が該当する。

(イ) 旅行命令簿及び支出負担行為即支出決定決議書の保存期間について

a 平成23年規則においては、その別表第1に直接該当する記載はないが、15の項(2)に掲げる決算に関する行政文書の類型に準じて、保存期間は5年としている。

b 平成13年規程においては、支出負担行為即支出決定決議書については、当該規程の別表三の項に掲げる行政文書の区分のうち「(6) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第22条に規定する書類又はその写し」に該当し、保存期間は5年としていた。

一方、旅行命令簿については、当該規程における位置付けは定かではないものの、文書の性質上、その別表一の項及び二の項に掲げる10年保存以上の区分に該当していたとは想定し難いことから、保存期間は5年以下の期間で設定していたものと考えられる。

c 昭和28年規程、平成7年規程における位置付けは定かではないものの、文書の性質上、保存細則の別表に掲げる基準のうち10年保存以上の区分に該当していたとは想定し難いことから、保存期間は5年以下の期間で設定していたものと考えられる。

(ウ) 旅行命令簿及び支出負担行為即支出決定決議書の保有の有無について

a 平成29年度及び平成28年度の旅行命令簿及び支出負担行為即支出決定決議書については、保存期間が5年であり、各開示請求時点で保有していることから、これらを特定し、開示決定等することとする。

b 他方、上記(イ)を踏まえれば、平成27年度以前の旅行命令簿及び支出負担行為即支出決定決議書を作成又は取得していたとしても、各開示請求時点以前に、保存期間満了により廃棄されたと考えられる。

c 本件各開示請求を受けて、留学派遣予定者の所属する意匠課、国際政策課、国際協力課、出願課、総務課、調整課、審判課及び普及支援課並びに会計事務を所掌する会計課において、書架、書庫、共有フォルダ及び文書管理システム等の探索を行うとともに、本件各審査請求を受けて、念のため改めて同様の探索を行ったが、平成27年度以前の旅行命令簿及び支出負担行為即支出決定決議

書の存在は確認できなかった。

カ 「留学終了後に提出する報告書」（以下「留学報告書」という。）
について

(ア) 留学報告書は、開示請求文言の例示に含まれていない上、開示請求者は、別件各開示請求を含めて、昭和35年度ないし令和3年度の全年度の文書を開示請求していることから、各年度の海外派遣研修の概要及び全体像を把握したい趣旨であると想定し、個別の海外派遣研修に係る文書である留学報告書は、開示請求の対象に該当しないと解釈した。

(イ) 留学報告書の保存期間について

- a 平成23年規則においては、その別表第1の13の項に掲げる行政文書の類型のうち「職員の研修の実施状況が記録された文書」に該当し、保存期間は3年としている。
- b 平成13年規程においては、その別表の四の項に掲げる行政文書の区分のうち「(5) 職員の勤務の状況が記録されたもの」に該当し、保存期間は3年としていた。
- c 昭和28年規程及び平成7年規程における位置付けは定かではないものの、文書の性質上、保存細則の別表に掲げる基準のうち10年保存以上の区分に該当していたとは想定し難いことから、保存期間は5年以下の期間で設定していたものと考えられる。

(ウ) 留学報告書の保有の有無について

- a 上記(イ)を踏まえれば、平成29年度以前の留学報告書を取得していたとしても、各開示請求時点以前に、保存期間満了により廃棄されたと考えられる。
- b なお、文科省制度に基づく海外派遣研修の留学報告書は、対象職員から同省に直接提出することとされているため、特許庁においてはそもそも取得しておらず、保有していない。
- c 本件各開示請求を受けて、担当部署である秘書課において、書架、書庫、共有フォルダ及び文書管理システム等の探索を行うとともに、本件各審査請求を受けて、念のため改めて同様の探索を行ったが、平成29年度以前の留学報告書の存在は確認できなかった。

キ 人事記録（甲及び乙）について

人事記録は、職員の人事管理のために作成しているものであることから、「海外留学の実態に関する文書」には該当しないと考える。

ク その余の文書について

(ア) 上記オないしキの外、平成29年度以前の「特許庁の職員の海外留学の実態に関する文書」としては、例えば、対象職員宛ての研修

命令や関係課室長宛ての通知等といった、別件各開示請求に対して特定した文書に相当するものが該当するが、これらの保存期間については、上記カ（イ）と同旨であると解される。

(イ) そうすると、平成29年度以前のこれらの文書を作成・取得していたとしても、各開示請求時点以前に、保存期間満了により廃棄されたと考えられる。

(ウ) 本件各開示請求を受けて、担当部署である秘書課において、書架、書庫、共有フォルダ及び文書管理システム等の探索を行うとともに、本件各審査請求を受けて、念のため改めて同様の探索を行ったが、平成29年度以前の該当文書の存在は確認できなかった。

(2) 以下、検討する。

ア 当審査会において、諮問庁から本件関連規程等の提示を受け、留学費用償還法、償還規則及び償還通知の規定並びに別件各開示請求に係る諮問書に添付された開示実施文書の写しと併せて確認したところ、上記(1)アないしウの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

イ 「留学費用の額及び内訳」に関する文書について

(ア) 当審査会において、留学費用償還法及び償還規則の規定を確認したところ、「留学費用」に関する上記(1)オ（ア）の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

(イ) そして、上記(1)オ（ウ）aによれば、特許庁は、各開示請求時点で、旅行命令簿及び支出負担行為即支出決定決議書（平成28年度及び平成29年度）を保有しているとのことであるから、これを特定し、改めて開示決定等することとしていることは、妥当である。

(ウ) また、本件関連規程を確認したところ、旅行命令簿及び支出負担行為即支出決定決議書の保存期間に係る上記(1)オ（イ）の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

そうすると、平成27年度以前の旅行命令簿及び支出負担行為即支出決定決議書を作成又は取得していたとしても、各開示請求時点以前に、保存期間満了により廃棄されたと考えられる旨の上記(1)オ（ウ）bの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、上記(1)オ（ウ）cの探索の範囲等も不十分とはいえない。

したがって、特許庁において、平成27年度ないし昭和35年度の旅行命令簿及び支出負担行為即支出決定決議書を保有していないとしたことは妥当である。

ウ 留学報告書について

(ア) 諮問庁は、上記(1)カ（ア）のとおり、開示請求文言の例示に

含まれていないこと及び個別の海外派遣研修に係る文書であることを理由に、開示請求の対象に該当しない旨説明する。

この点、開示請求文言の例示に留学報告書が含まれていないことは是認できるものの、開示請求文言全体からは、開示請求者が個別の海外派遣研修に係る文書を対象外とする意図はうかがわれぬ。また、別件各開示請求に対して処分庁が特定した文書において、個別の職員宛ての研修命令など個別の海外派遣研修に係る文書といえるものが含まれていることから、諮問庁の説明は採用し難い。

(イ) 留学報告書は、研修命令を受けて自身が従事した研修の内容及び成果等について、その終了後、一定の時期までに報告するものであると解される。

そして、本件各開示請求の対象は、ある特定の年度における海外留学の実態に関する文書であるところ、以上を踏まえれば、留学報告書はこれに該当すると解することが相当であるから、本件各開示請求の対象であると認められる。

(ウ) そこで、本件関連規程を確認したところ、留学報告書の保存期間に係る上記(1)カ(イ)の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

そうすると、平成29年度以前の留学報告書を取得していたとしても、各開示請求時点以前に、保存期間満了により廃棄されたと考えられる旨の上記(1)カ(ウ)aの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、上記(1)カ(ウ)cの探索の範囲等も不十分とはいえない。

(エ) したがって、特許庁において、平成29年度ないし昭和35年度の留学報告書を保有していないとしたことは妥当である。

エ 人事記録について

当審査会において、国家公務員法、人事記録の記載事項等に関する政令及び人事記録の記載事項等に関する内閣官房令の規定を確認したところ、人事記録は、職員の人事に関する一切の事項について、所定の様式(甲)及び(乙)により職員ごとに作成することとされ、その記載事項は、研修の名称及び期間を含め、多岐にわたって定められていることが認められる。

このため、人事記録に海外派遣研修に関する記載がされることもあるが、これは、他の記載事項と同様に、専ら人事管理の観点から、対象職員の採用以降における人事上の経歴に係る情報として記録されるものであるといえる。

この点、本件各開示請求の対象は、ある特定の年度における海外留学の実態に関する文書であるところ、以上を踏まえれば、人事記録

はこれに該当しないと解することが相当であるから、人事記録の特定を求める審査請求人の主張は採用できない。

オ その余の文書について

(ア) 当審査会において本件関連規程を確認したところ、上記イないしエのほか、平成29年度以前の「特許庁の職員の海外留学の実態に関する文書」の保存期間に係る上記(1)ク(ア)の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

(イ) そうすると、平成29年度以前の「特許庁の職員の海外留学の実態に関する文書」を作成又は取得していたとしても、各開示請求時点以前に、保存期間満了により廃棄されたと考えられる旨の上記(1)ク(イ)の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、上記(1)ク(ウ)の探索の範囲等も不十分とはいえない。

(ウ) したがって、上記イないしエのほか、特許庁において、本件対象文書を保有していないとしたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

(1) 処分庁は、原処分に係る各行政文書不開示決定通知書の「1 不開示とした行政文書の名称等」欄において、本件請求文書をそのまま引き写した文書名を記載して原処分を行っているが、本来、特段の支障のない限り、開示決定通知書には、具体的に特定した文書名を記載すべきものである。

処分庁においては、今後、この点につき留意して適切に対応することが望まれる。

(2) 処分庁は、原処分21ないし原処分58に係る各行政文書不開示決定通知書の「2 不開示とした理由」欄において、「特許庁において、保存期間が満了したため既に廃棄済みであり、開示請求時点において保有していないため、不開示とする。」と記載している。他方、諮問庁は、理由説明書(上記第3の4(5))において、仮に文書が作成されていたとしても、廃棄されたものと考えられる旨説明する。

各行政文書不開示決定通知書における理由提示について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、対象となる各期間において有効であった本件関連規程を確認し、廃棄された可能性が高かったため不開示理由には断定的に記載した旨説明する。

当該説明を踏まえれば、各行政文書不開示決定通知書には、本来、理由説明書における説明のとおり、廃棄されたものと考えられる旨を記載すべきであったのであり、処分庁においては、今後、同様の事態を生じ

させないよう，正確かつ慎重な対応が望まれる。

5 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求文書につき，これを保有していないとして不開示とした各決定について，本件請求文書1及び本件請求文書2につき，諮問庁が本件対象文書を特定し，改めて開示決定等をすべきとしていることについては，特許庁において，本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので，本件請求文書3ないし本件請求文書58を保有していないとして不開示としたこと，及び本件請求文書1及び本件請求文書2につき，本件対象文書を特定し，開示決定等をすべきとしていることは，いずれも妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子，委員 太田匡彦，委員 佐藤郁美

別紙

1 本件請求文書

- (1) 平成29年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書1）
- (2) 平成28年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書2）
- (3) 平成27年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書3）
- (4) 平成26年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書4）
- (5) 平成25年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書5）
- (6) 平成24年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書6）
- (7) 平成23年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書7）
- (8) 平成22年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書8）
- (9) 平成21年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事

- 記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書9）
- (10) 平成20年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書10）
 - (11) 平成19年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書11）
 - (12) 平成18年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書12）
 - (13) 平成17年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書13）
 - (14) 平成16年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書14）
 - (15) 平成15年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書15）
 - (16) 平成14年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書16）
 - (17) 平成13年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書17）
 - (18) 平成12年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書18）
 - (19) 平成11年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例

- えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書19）
- (20) 平成10年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書20）
- (21) 平成9年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書21）
- (22) 平成8年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書22）
- (23) 平成7年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書23）
- (24) 平成6年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書24）
- (25) 平成5年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書25）
- (26) 平成4年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書26）
- (27) 平成3年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書27）
- (28) 平成2年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事

- 記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書28）
- (29) 平成元年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書29）
- (30) 昭和63年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書30）
- (31) 昭和62年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書31）
- (32) 昭和61年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書32）
- (33) 昭和60年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書33）
- (34) 昭和59年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書34）
- (35) 昭和58年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書35）
- (36) 昭和57年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書36）
- (37) 昭和56年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書37）
- (38) 昭和55年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例

- えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書38）
- （39）昭和54年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書39）
- （40）昭和53年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書40）
- （41）昭和52年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書41）
- （42）昭和51年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書42）
- （43）昭和50年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書43）
- （44）昭和49年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書44）
- （45）昭和48年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書45）
- （46）昭和47年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書46）
- （47）昭和46年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人

- 事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書47）
- （48）昭和45年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書48）
- （49）昭和44年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書49）
- （50）昭和43年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書50）
- （51）昭和42年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書51）
- （52）昭和41年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書52）
- （53）昭和40年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書53）
- （54）昭和39年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書54）
- （55）昭和38年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書55）
- （56）昭和37年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書56）
- （57）昭和36年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例

えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書57）

（58）昭和35年度における特許庁職員の海外留学の実態に関する文書（例えば、職員名・留学先・留学開始年月日・留学終了年月日・出国年月日・帰国年月日・出国便・帰国便・海外留学に要した費用・海外留学制度・人事記録（甲及び乙）に関する文書）。（本件請求文書58）

2 諮問庁が特定するとしている文書（本件対象文書）

（1）令和5年（行情）諮問第89号

ア 海外派遣研修の対象職員に係る旅行命令簿（平成29年度）

イ 海外派遣研修の対象職員に係る支出負担行為即支出決定決議書（平成29年度）

（2）令和5年（行情）諮問第90号

ア 海外派遣研修の対象職員に係る旅行命令簿（平成28年度）

イ 海外派遣研修の対象職員に係る支出負担行為即支出決定決議書（平成28年度）